



役員の状況について

農業協同組合法第30条第12項に、原則として、理事の過半数は認定農業者あるいはJAが行う事業、法人の経営に関し、実践的な能力を有する者に該当する正組合員でなければならないと定められております。

実践的能力者とは、JAまたは企業等の事業運営に関する重要な意思決定に直接的に関与した経験を有する者であって、その対象者の範囲として、例えば、当JAあるいはJAグループの役員・管理職経験者、行政職やJA事業と同等な事業を行う企業等の役員・管理職・監督職経験者などで、一定の年数以上の経験を有する者、専門的な資格保持者等に限定されています。これらに関しては、理事会で決定された「役員候補者の選出に関する細則」で、詳しくそれぞれの経験年数や要件等が定められています。

当JAの現在の理事の状況は、第6回通常総代会資料30、31ページの「役員の状況」の「担当その他」欄に記載しているとおりです。

自己改革実践中 「JAは田げなA」

政府が定めた「農協改革集中推進期間」が令和元年5月で期限を迎えましたが、JAはこれからも継続して自己改革に取り組みます。「農業や地域になくはならないJA」を目指し、地域農業に根ざした活動を多角的に展開していきます。

子どもたちへの交通安全の啓発を続け、
住みやすい安全な地域づくりに貢献します。

超神ネイガー・シグマ交通安全教室が盛況

地域の活性化

県内JAでは就学前の子どもたちを対象にショーを交えた交通安全教室を行っており、当JA管内では令和5年度に6回開催されました。2月16日(金)には超神ネイガー・シグマと仲間たちが潟上市立追分保育園に



現れ、子どもたちに横断歩道の渡り方や歩行者用信号の見方などを教えました。子どもたちは「ネイガーかっこいい!」と歓声を上げたり、ネイガーたちを真似して元気よく手を挙げたりと大盛り上がり。毎日を安全に暮らすために、楽しく交通ルールを学びました。

ちよとあたし

"tenohikari"

家の光

『家の光』2017年4月号「野菜がうまい! おつまみ道場」より

調理/瀬尾幸子

新タマネギと牛肉の甘辛炒め

だれがどう作っても
おいしくしかできない!

材料(2人分)

タマネギ……大きめ1個
(280g)
牛こま切れ肉……150g
サラダ油……大さじ1
砂糖……大さじ1
しょうゆ……大さじ2
紅ショウガ……適量



作り方

- 1 タマネギは1センチ幅のくし形に切り、ほぐす。
- 2 フライパンにサラダ油を中火で熱し、タマネギが透きとおって、やわらかくなるまで3分ぐらい炒める。
- 3 牛肉を加えて炒め合わせる。
- 4 牛肉に火が通ったら、砂糖、しょうゆを加えて水けがなくなるまで炒める。
- 5 器に盛り、紅ショウガを添える。



タマネギがやわらかくなったら、牛肉を加える。

暮らしをよくする情報がいっぱい! 『家の光』購読のお申し込みはお近くのJA窓口へ